

平成 2 8 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案（抜粋）

平成 2 8 年 6 月 2 8 日

生駒市教育委員会

議案第 54 号

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例  
の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年6月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 民間活力を導入して(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、透明性及び公平性を確保しつつ、事業を実施する者(以下「事業者」という。)を選定するため、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業の実施方針に関する事項
- (2) 事業者の募集に関する事項
- (3) 事業者の選定基準に関する事項
- (4) その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

2 委員会は、市長の諮問に応じ、事業を実施しようとする者及び当該者から提出された提案書について審査し、及び評価する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、事業者との契約の締結の日限り、その効力を失う。

議案第 57 号

生駒北小中学校屋内運動場・プール改修及び北側通学路整備工事  
請負契約の締結について

生駒北小中学校屋内運動場・プール改修及び北側通学路整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒北小中学校屋内運動場・プール改修及び北側通学路整備工事請負契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 143,424,000円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル  
株式会社浅沼組 奈良営業所  
所長 大西宏次
- 5 工期 契約の日から平成29年3月30日まで

平成28年6月10日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 62 号

平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 28 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,082 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,622,082 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

平成 28 年 6 月 10 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		6,439,403	23,492	6,462,895
	5 社会教育費	1,105,623	6,030	1,111,653
	6 保健体育費	1,209,306	17,462	1,226,768

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 生駒北学校給食センター 整備運営事業アドバイザー業務	平成28年度から平成29年度まで	30,000
体育施設管理業務 (その2)	平成29年度から平成31年度まで	33,990

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					地方債	その他			
1 社会教育総務費	141,125	6,030	147,155			6,030	8 報償費	委員謝礼	
							13 委託料	行事開催等委託料 企画運営委託料	
計	1,105,623	6,030	1,111,653			6,030			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					地方債	その他			
2 体育施設費	306,521	17,336	323,857			17,336	13 委託料	体育施設管理運営委託料 体育施設設備点検委託料	
							15 工事請負費	体育施設整備工事	
							18 備品購入費	体育施設用備品	
3 学校給食センター運営費	265,887	126	266,013			126	1 報酬	学校給食センター整備運営事業者選定 委員会委員	
計	1,209,306	17,462	1,226,768			17,462			



議案第 64 号

桜ヶ丘小学校老朽化対策工事（北棟・昇降口棟）請負契約の締結  
について

平成28年6月2日事後審査型条件付一般競争入札に付した桜ヶ丘小学校老朽化対策工事（北棟・昇降口棟）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 桜ヶ丘小学校老朽化対策工事（北棟・昇降口棟）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 210,600,000円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路1丁目1番48号  
中村建設株式会社  
代表取締役 中村光良
- 5 工期 契約の日から平成28年10月14日まで

平成28年6月14日提出

生駒市長 小紫雅史